



えんま堂・釘抜き地蔵 病気回復・無病息災を願って（京都・千本上立売）

（2007 年 3 月号のおもな内容）

- ・改憲手続き法案 通したらあかん…………… 2
- ・07 春闘一格差と貧困の是正を…………… 4
- ・シリーズ 都市行政の今を考える…………… 5
- ・職場 9 条の会めぐり 島津製作所 …… 7
- ・教基法改悪反対の歴史的たたかい…………… 8
- ・シリーズ 京都府政の今を考える …… 10
- ・連載 10 小説書きの独白 最終回 …… 11

くらし と 自治 京都

（社）京都自治体問題研究所

TEL・FAX (075) 241 - 0781

メール・kjitiken@jt2.so-net.ne.jp

発行人 土居靖範

（「住民と自治」3月号付録）

新刊紹介

- ・交通政策の未来戦略 土居靖範先生著 文理閣 4200 円
- ・京都市政公共経営と政策研究 岡田知弘先生も執筆 法律文化社 3200 円
- ・夕張 破綻と再生 平岡和久、河合博司先生も執筆 自治体問題研究社 1500 円

風雲急～通したらあかん。憲法違反の国民投票法案

弁護士 飯田 昭

1. 風雲急

現在、通常国会に憲法改正手続を定める国民投票法案（改憲手続法案）が提出されており、与党と民主党の妥協協議が行われています。その中で今国会中に同法案の成立を目指す発言も多く聞こえます。

安倍首相は年頭記者会見で「改憲を参議院選挙の争点に」と異常な執念を燃やしており、これを受けて中川秀直自民党幹事長は1月12日「憲法記念日までに必ず成立させる」との決意を示しています。

2. 「修正案」でも危険な本質は何ら変わらず

しかし、与党提出の改憲手続法案は勿論、民主党案や「修正案」も、その危険な本質は根本的なところで何も変わっていません。

第1に、テレビや新聞を使った公告が投票直前期を除き無制限に認められるため、改憲によって利益を得、現に憲法9条改憲を強く訴えている大政党、経団連等の経済団体や大企業などが金にあかして大量のテレビのスポット広告などを垂れ流すことが「自由」にでき、財力にものを言わせてテレビや新聞を「ハイジャック」できる仕組みは何ら変わっていません。

第2に、公務員や大学教員を含めた多くの教育者の国民投票運動について、「修正案」では、罰則をはずす（国民投票運動や意見の表明については、国家公務員・地方公務員法の政治的行為の制限については適用しない）としていますが、「行政処分」で脅しがある以上、十分な「萎縮」効果をもたらします。

3. 国民投票法案は、憲法96条違反

（1）第3に、最低投票率の定めが無く有権者の2割強が賛成すれば憲法が改悪されてしまう恐れがあるなど憲法9条改憲派を不当に利する数々の欠陥を抱えており、与党と民主党の妥協によっても、これらの欠陥はまったく修正されていません。このような法案は憲法96条（改正の手続き）違反です。

（2）憲法96条の「過半数の賛成」の成立要件は与党案は有効投票総数の2分の1、民主党案は投票総数の2分の1というものです。

本来「過半数の賛成」の意味としては、次の3段階があり。①②③の順に厳しい要件

とされています。

①有権者総数の過半数（棄権者も「改憲賛成でない」として扱う）

（例）キューバ、ザンビア、ウガンダ等

②投票総数の過半数（白紙等の無効投票も「改憲賛成でない」として扱う）

③有効投票の過半数（棄権、白紙等は無視してしまう）

「与党案」だと、実際には有権者の過半数を大きく割り込む少数の賛成しかないのに改憲が実現してしまいます。例えば、投票率が50%だった場合、無効票が20%（有効投票率80%）だとしたら、全体の20%（ $50 \times 0.8 \div 2 = 20$ ）余りの賛成で改憲案は成立してしまうのです。

民主党案は「投票総数の過半数」としており、与党案よりはましですが、「最低投票率」を定めていない点は与党案と同じで、上記の例では25%余り、30%余りの賛成で改憲成立となり、大差はありません。

こんな手続法では、憲法96条が予定している主権者国民の意思を直接問うための国民投票制度とは到底いえないことは明らかなです。

憲法「改正」の重大性からすれば、「有効投票」や「投票総数」を基準にするのではなく、「改憲賛成の明確な投票をした人」が「有権者総数の過半数」に達した場合にのみ改憲についての国民の承認があったとすべきですし、少なくとも「投票総数の過半数」にすべきです（日弁連意見書）。

（3）与党案・民主党案とも、「最低投票率」「絶対得票率」の制度を採用していません。有効投票の過半数としている国でも、「最低投票率」をきちんと定めて、一定の投票数がない限り国民投票自体が成立しないとしていたり、「絶対得票率」（全有権者比で改憲に必要とされる得票率）を定めている国が多いのです（イギリス、デンマークなど）。

憲法「改正」という重大問題には「最低投票率制度」及び「絶対得票率制度」を導入すべきです。“賛成は少なくとも「投票総数の過半数」、「最低投票率」は有権者の3分の2以上に”（即ち有権者の3分の1以上の賛成がなければ改憲が成立しない）（日弁連意見書頁）すべきものです。

（4）国民投票の方式

修正案においても、「投票は、国民投票に係る憲法改正案ごとに、一人一票に限る」、発議は「内容において関連する議案ごとに区分して行う」とされています。

このような「一括投票方式」は、善意で「加憲論」に惑わされている人は悩んで棄権する可能性があり、憲法9条改悪に有利な結果を招きます。

発議の「内容において関連する事項」も、表現がきわめて抽象的で、「関連する事項」の範囲が限りなく広がるおそれがあります。「関連する事項」の範囲を、憲法を「改正」しやすいうように恣意的に設定される危険があります。国民が判断に迷って、白票を投じると与党案では無効票になり、改憲案成立のハードルがいっそう低くなります。

改憲案全体の是非を問う一括投票制度は、国民の意思を正しく反映させるものとは到底言えず、国民主権の原則に反することは明らかです。

国民投票の方式は、個別条文ごとに行うことが必要です。

(5) このような欠陥だらけの改憲手続法を制定することは、憲法を安易に変えてはならず(硬性憲法)、改憲手続を行う際にも国民的な議論の下、公明正大な手続を行うことを求める憲法96条に真っ向から違反するものであり、到底許されるものではありません。

4. 展望

改憲手続法案の内容が、「改憲」＝「壊憲」を実現するという動機に貫かれているために、あまりに不公正でひどい内容になっていること——これが改憲勢力の最大の弱点です。法案の正体をいち早く学び、これを国民に広く訴えることによって、改憲手続法案の成立を阻止するに足る世論を呼び起こすことは十分に可能です。

全国各地での「九条の会」の広がりに確信をもち、民主党も参議院選挙を気にして与党との修正合意に躊躇せざるを得ない状況の下で、国会での徹底審議で矛盾点を明らかにし、廃案にする展望は十分にあります。

今春闘の焦点浮上！

「格差と貧困」の是正をもとめる07春闘

京都総評 事務局長 河合 秀明

06年の企業倒産が、京都では573件にのぼり、ついに過去最高を記録しました。

そして、8年連続の賃金ダウン、不安定雇用労働者の増加、年間3万人を超す自殺者、長時間過密労働と過労死・過労自殺です。労働者・国民には、「いざなぎ景気」以来の景気回復など、まったく実感がありません。いま、多くの労働者・国民が、「格差社会」を実感しています。しかし、問題は、「格差社会」をどのように捉えるかです。

安倍首相は「再チャレンジ」といいます。しかし、本当に努力すれば報われるのでしょうか。努力の足りない労働者・国民がいるから「格差」がひろがっているのでしょうか。そんなことはありません。働いても働いても経済的に自立した生活ができない「ワーキングプア」に象徴されるように、今の「格差」は「貧困の固定化」のもとで作りだされた社会的問題であり、政治的につくられた「格差」といえます。

07春闘は、「格差と貧困の是正」、「働くルールの確立」、「憲法改悪を許さない」を合言葉に要求の前進をはかる春闘です。そして、12年ぶりに統一地方選挙と参議院選挙が行われる年であり、政治の流れを変える春闘です。

「格差社会」の是正のためには、正規労働者だけでなく、非正規労働者の要求を真正面

に受け止め、その実現のために全力で奮闘することが大切です。

いま、全国各地で全労連に参加する労働者が、情勢を切り開いています。

徳島の光洋シーリングテクノや大阪の松下プラズマディスプレイで働く若者たちの闘いがマスコミと厚生労働省を動かし、「偽装請負」を社会問題にしました。そして、こうした闘いのひろがりのもとで、徳島の日亜化学工業では1600人の請負労働者の直接雇用を実現するという画期的な成果をあげました。

この京都でも、会社更生中という困難な条件のもとですが、KBS京都放送労組の闘いで3人の請負労働者の直接雇用を実現しました。

労働法制改悪反対の闘いでも、財界が強く要望している「残業代ゼロ制度（ホワイトカラーエグゼンプション）」の導入をめぐって、反対の世論と運動を大きくひろげ、政府・財界を確かに追い込んでいます。

今年の通常国会では、「最低賃金法」の「改正」が予定されています。いま、「格差」は正をめぐってヨーロッパや東南アジアでは最低賃金の大幅引き上げが行われています。

京都総評は、最低生計費を試算し、その実現をめざすととりくみをすすめています。いま、「格差社会」や「ワーキングプア」が社会問題になっているもとで、「賃上げは当然」という世論が世界の流れだけでなく、日本の流れにもなりつつあります。

しかも、大企業が史上空前の利益をあげているもとで、この潮目の変化が一層確かなものになりつつあります。07春闘は「追い風」春闘です。積極的な要求を掲げ、攻勢的に闘いましょう。

都市行政の今を考える ⑤

“えー、これが合併の贈り物ですか？”

ー市民・職員に犠牲を強いる福知山市第4次行革ー

福知山市職員組合・松下 卓充

福知山市・三和町・夜久野町・大江町が合併して1年が経ちました。（合併期日：2006年1月1日）。

合併方式が吸収合併であっただけに、旧三町側の住民や市職員からみれば、ある程度は合併による弊害への「覚悟」というようなものがあつたと思いますが、合併してみると想像を絶することが相次ぎました。

まず、市職員の立場となつた旧三町職員からみた市の事務事業の執行方式は、何と無駄が多く、かつ電算化も三町と比べ大きく遅れていることに大きなとまどいを隠せなかったのが事実です。

また、旧三町住民は「支所が残った」「支所を中心にいろいろな事が取り組める」と一

種希望のような感覚を持ちましたが、支所には権限も予算も与えられず、合併の現実には大きな衝撃を受けたのも事実と思います。

今、旧三町住民の間には、絶望感に近いような思いを持っている人もいますが、今の普通でない事態を何とか打開をとの意思を強く持っている人も少なからずいるのも事実です。こうした人々と福知山市職員組合が手をつなぎ、「まちづくり」の事業に乗り出さねばならないとの思いを強く持っています。

さて、こうした状況下で、2007年度から5年間を計画期間とする「福知山市第4次行政改革大綱」が策定されました。合併後の本格的なまちづくりをどう描くのか、一定大きな注目を浴びましたが、予想はされたこととは言え、大綱の中身は住民と職員に犠牲を押し付け、一方で合併特例債をあてこんだ大型公共事業という、まさに旧態以前としたものになっています。

第4次行革大綱は、合併で膨らんだ行政をいかにスリム化するか、合併で財政も大変でいかに財政支出を削減するかという精神が貫かれ、5年間で47億5千万円の削減を行うとしています。

この精神からみれば、削るものは人件費と市民の日常生活につながる福祉や教育の経費というのが当然の帰結のように描かれています。

職員は5年間で75人を削減、福祉施策は合併で事業規模が膨らんだと言い、運営委託料の削減や事業精査による絞込みなどを明記しています。

さらに、旧三町保育園の統廃合、全保育園を対象にした民間委託の推進、給食センターの統合・民間委託、地域バス路線への住民負担の強要など、まさに合併して疲弊してきている地域にさらに大きな打撃を与える内容のものとなっています。

これが合併の現実と「他人事」では済まされない計画となっているのです。

一方、「箱物」は合併特例債をあてにした大型公共事業のオンパレードといった状態です。すでに、どこかのホテルのような福知山市民病院は「あまりにも身の丈にあっていなかった」と、その将来展望を悲観する声が少なくないのも事実です。

これに加え、100億円は下らないだろうといわれる「北近畿みやこセンター建築」「情報化e-ふくちやま事業」など、潤うのは一部大手業者という計画ばかりです。

こうした状況下で、福知山市職員組合としても、大きな運動を起さねばと考えているところです。06年12月には、旧三町の全世帯に「今のままの支所でいいのか！もっと住民と職員が輝く支所を」とのチラシを全戸折込みを行いました。

第4次行革で、一層、市民・職員いじめの施策が展開されようとしているときに、合併と同時に生まれた福知山市職員組合が市民の中に打って出て、今の行政の流れに一石を投げなければと考えている次第です。

私も、これまで市の中になかった「労働組合運動」を根付かせ、自治研活動を前進させたい、そんな思いを強くしているところです。

杉本 志津雄（島津九条の会）

九条の会の著名人九名の熱い呼び掛けに応えて、(株)島津製作所に働くすべての労働者とその家族に訴え、共に行動して欲しいと、○五年五月に結成準備会を立ち上げ、六月一日に正式名称「憲法を輝かせる島津九条の会」結成総会を持つ

[illegible]

会員は四十名を超え、学習会を中心に、ほぼ二ヶ月に一回のペースで学んできました。講師陣は実に多彩です。井上吉郎氏・本多立太郎氏を始め、田部牧師・高遠菜穂子氏・柴野徹夫氏・中島弁護士など各界で活躍されている方々をお願いしてきました。講演だけでなく、陸上自衛隊饗庭野演習場の見学や、靖のビデオ鑑賞会、会員相互の井戸端会議や新に具体化して実行して来ました。会社門前でのこも平和を愛し、憲法九条を守るべきと考える日本であるからこそ島津が誇る科学技術で社会

に貢献するという社はも生きるし、企業も労働者も共に平和を求めてたたかいたいという願いを発信しています。

若者にも是非関心を持って欲しいとホームページにも力を入れ、会発行のニュースもHPにアップしています。三月には伊藤千尋氏を迎えて、コスタリカの平和憲法のお話も聴く予定です。今年は憲法が旬です。地道に活動が続けて行きます。九条を守るために！

教育共同の輪、教育懇談会に明るい展望

教基法改悪反対の歴史的たたかいとこんご

深澤 司（京教組 教文部長）

1、歴史的たたかいの到達点

「教育は国民みんなのもの」——これは、この間のたたかいを通しての私自身の深い確信です。



教育基本法改悪法案は、2006年12月15日、与党の歴史的な暴挙によって可決・成立させられました。私たちは、2000年末に「教育改革国民会議」が「教育基本法見直し」を提起して以来、6年間にわたって教育基本法改悪のねらいを府民の中に広げ、改悪を阻止するたたかいをすすめてきました。とりわけ、教育基本法改悪法案が国会に提出さ

れた2006年春以降、改悪法案の廃案を求めとりくみに全力でとりくみ、改悪の強行を許したものの、たたかいの大きな到達点を築きました。

京都におけるたたかいのいくつかの指標と特徴を概括しておきたいと思います。

- ① 教育基本法改悪反対を掲げ、文字通り京都におけるたたかいの結節点となった6・4府民集会には1,800人、11・3京都集会には4,000人の教職員・労組・民主団体・府民が結集。府民世論に働きかけるために、府民会議作成のビラを40万枚、中央団体の作成のビラを30万枚、署名つきの中央作成ビラ2万枚、六者合同闘争委員会作成による独自ビラ65,000枚を配布。プラスターを独自に1800枚作成、ポスター6000枚を貼り出し。これら府段階の集会や宣伝、京都選出の国会議員への要請のとりくみなど

には子どもと教育・文化を守る京都府民会議が先頭に立ってきました。また、国会における重要な局面の節々で「意思統一集会」を開催し、国会情勢を知らせると同時に運動交流と地域運動の意思統一をおこなってきました。京都在住有識者 20 氏の呼びかけによる「緊急アピール」賛同運動（1 月 3 日に京都新聞紙上に意見広告として掲載）、「弁護士アピール」、「女性アピール」、左京ネットや「木津の会」などの住民アピール、府立学校関係者のアピール賛同運動など、各分野や地域でアピール運動がとりくまれました。

- ② すべての地域に教育共同の組織がつくられ、これらを軸にして地域集会や定例宣伝、駅頭やスーパーなどでのいっせい宣伝、地域教育懇談会などが縦横に繰り広げられました。すべての地域に教育課題を扱う共同組織が生まれたことは、今後の安倍政権による「教育改革」の具体化との攻防において、重要な足がかりとなるものです。とくに、かつてない大規模な集会を成功させた地労協などを軸にした福知山の団体・個人の共同、いっせい宣伝や集会などで継続的に発展してきた共同組織（西京や伏見、乙訓や宇城久、亀岡など）は、今後の運動で大きな力を発揮する可能性をもつとりくみとなっています。
- ③ 教育懇談会が飛躍的に広がったことも重要な教訓です（学区毎の教育懇談会開催の呼びかけに応え、京都市のすべての行政区および乙訓、亀岡、宇城久などで貴重な経験が生まれました）。学校で何がおこっているのか、子どもたちの教育がどう変えられようとしているのか、そのねらいは何かなど、一度開催された懇談会が、その後継続している例も少なくなく、今後の安倍政権による「教育改革」攻撃を想定するもとの、学校と子どもたちを真ん中にした重要な共同のチャンスを開きました。

2、今後の課題

この間の国会論戦の到達点や「君が代」の強制に対して違憲・違法の画期的判断を示した 9.21 東京地裁判決の意義をていねいに学ぶとりくみは重要ですし、12 月 26 日の府民会議呼びかけの集会（井上哲士参議院議員による国会報告）や 1 月 14 日の「日の丸・君が代」の押しつけ問題を考える集い（予防訴訟弁護団の白井弁護士の講演）、京都子どもを守る会と連絡会による「新春のつどい」（国会で参考人として活躍した世取山洋介氏の講演）などで学習が始まっています。

しかし、ここで私たちにいっそう求められているのは、真に草の根からの、子育て真っ最中の、いわゆる「ふつうのお母さん」との学対話・懇談、そして学習です。府内に広がった地域の共同組織、教育懇談会を「教育は国民のもの」にふさわしい規模に太く根をはらせていくこと。

これなしに、当面する「教育改革」の最大の焦点となる「全国いっせい学力テスト」の押しつけなど改悪教育基本法の具体化にストップをかける展望は語れません。

07年度京都府当初予算案の特徴と問題点

内野 憲（京都府職員労働組合副委員長）

京都府が1月29日に発表した07年度当初予算案には、いくつかの特徴と問題点があります。

第1は、海外輸出型産業などの景気回復による法人税の伸びを中心に府税収入は増大（26.5%増）したものの、「三位一体改革」による地方への犠牲転嫁により、地方交付税が前年度に比べ△72億円、臨時財政対策債を含めると100億円減っている点です。新型地方交付税の導入をはじめとした地方交付税の財源保障機能を減らす動きをやめさせる地方からの運動が重要になっています。

第2は、府民の大きな要求運動が府政を動かし、府民の願いを一定受け入れた事業予算が組まれた点です。子どもの医療費助成制度の拡充（9月診療分から、親の所得制限無しで入院は、就学前から中学校入学前まで引き上げ）、医師確保対策や児童虐待対応策、府独自の障害者自立支援に向けた施策、若者を対象にしていた雇用対策を女性や中高年者・障害者にも広げた京都ジョブパークなどが強化されました。住民運動の引き続く運動の強化が求められています。

第3は、財源不足を生み出すため、「経営改革プラン」の具体化が引き続き行われている点です。職員170名の減で73億円、施策の集中と選択で46億円、公共事業の重点化で72億円、病院や外郭団体等の経営努力で15億円を生み出しています。

公共事業の重点化では、中小企業に効果がある生活密着型事業は2億円削減する一方、京都高速道路（9億円）や舞鶴和田埠頭（3億円）など批判の多い大型公共事業は引き続きすすめています。施策の集中と選択のもと、民間社会福祉施設職員の共済事業に対する補助や病院内の車椅子用トイレや段差解消などの整備への助成、指定管理者やその他の外郭団体に管理委託している施設の管理運営費が削減されています。

第4は、市町村の地域づくりなどに自主的に活用できる市町村未来づくり交付金の性格が変えられつつある点です。対前年比1億円が増額されていますが、うち3億円は「地域力再生推進枠」、1億円は「市町村行財政改革・財政健全化支援対策枠」とされ、府の政策的誘導を市町村に持ち込んできている点は問題です。

第5は、社会的問題ともなっている教育施策が府民の願いに応えきれていない点です。少人数学級でなく少人数教育に固執しています。特別支援教育なども臨時教職員など不安定雇用に依拠しています。南部への養護学校建設も府立学校統合跡地に建設するものであり、「こども達は待てない、一刻も早く」との願いに応えたものではありません。

以上いくつかの特徴と問題点を指摘してきました。重要なことは、府民の暮らしの現場、生活の現場の願いに応える事業展開、市町村自治を支援する府政運営にむけた運動です。府職労としても、各分野のみなさんとの府政についての日常的な懇談の場の提供などに努力したいと考えています。

連 載 ⑩・最終回

小説書きの独白 ⑩

東 義 久（作家）

わたしたちの役目としての大衆化

山城国一揆の概要を書かせてもらった。

わたしたちの先人が今から約 500 年以上も前に、自治と平和について実践したことには間違いがないのである。

このシリーズでも何度か書かせてもらっているが、山城国一揆が「発見」され「体系化」もされ、その後の地道な研究により山城国一揆の全貌がほぼ提示されつつある。そんなとき、やはり弱いと感じるのは「大衆化」と、いうことである。

この山城国一揆というものに出合い、それを理解しようとしたとき、歴史の門外漢であるぼくには優しい参考書のようなものが必要であった。が、適当なものがなかった。そのため、ぼくは、自分で「小説山城国一揆」を書き上げることになったのである。

それは、この事件を第三者に伝えようとしたからである。

拙作が案外評判がよかったことも手伝い、ぼくは山城国一揆というものから離れられなくなって行った。小説だけで終わらなくなったのである。絵本を出してみないか、といわれれば直ぐ話に乗った。最近の若者はビジュアル的なもののほうが見てくれるという思いがしたからだった。

大衆化という面では、声を掛けてもらえれば大概の話には応じた。詩吟と舞の合体した吟舞の脚本も頼まれて書いた。

講演も引き受けた。

そんなぼくの大衆化の活動の部分が、少しは実を結んだのか、一昨年、ライオンズクラブが主となり、ぼくの原作による教育映画「山城国一揆～平和と自治の郷土づくり～」が完成した。この作品は南山城の住民たちが出演者になるなど、結構、評判を呼んだ。作品の質についても、これまでに数少ない山城国一揆の映像もののなかでは秀逸な出来上がりであったと自負している。

舞台化や映画化での大衆化を期待する

ぼくの思いのなかでは、大衆化の部分では、あとは舞台と映画であると思っている。

そもそも京都は映画の都でもある。他都市においては、一揆の映画が創られている。そんななかで、他の一揆とはまったくレベルの高い山城国一揆が映画化されないのは不満であるし淋しい。

昨今では斜陽だといわれていた邦画の興行収入が洋画を抜いたともいわれている。喜ばしいことだ。

が、山城国一揆の映画はまだ無い。

自治と平和の戦いであった山城国一揆、ほかの一揆とは一線を画する一揆がなぜ映画にならないのか不思議に思う。

もちろん映画を創るには金がいる。それも中世の物語となれば大きな金額になるだろう。が、大衆化という面から考えれば、ぜひ実現して欲しいと思うのである。

さらには、京都には劇団や演劇人が多くおられる。地元の役者や関係者が舞台を創れば、それは山城国一揆の精神と同じで、面白いものになると思われるのだ。京都のひとたちの手で、京都の物語を、舞台や映画に……。

が、哀しいかな作家・西口克己の「祇園祭」の映画が創られたところに比べて、総てにおいて元気がないように思える。

それはそれとして、ぼくは今、「山城国一揆国人列伝」なる小説を仕上げた。国人というものが、イメージ的に理解しにくいという声をよく聞くからである。近いうちに上梓できているので、その折には目を通していただければ嬉しい。これも、ぼくの子城国一揆の大衆化という思いの一環である。

結びにかえて

さて、山城国一揆の8年間の長かったのか短かったのかは、ここで軽々しくいうべきではないだろう。ただ、山城国一揆の8年間は、南山城に自治と平和を試みる貴重な時間であったことは間違いのないことである。それを誇りに思う。

延々と続いた応仁の乱は、山城国一揆の成立で終わったといわれている。守護同士の争いは、結局、南山城の土民らの力で治められたといってもよい。

この8年は、戦乱のなかで苦しみ、お互いの立場を出しながら、新しい地域社会をどう創るのかを試み、自治、民主主義、平和を考えた貴重なときであった。

今から500年以上も前に、山城の先達はすでに国創りの夢に燃えていたということを、わたしたちはぜひ後世のひとたちに伝えて行かなければ、と思うのである。 完

(小説書きの独白は本号をもって完結です。東義久さん、長い間のご協力ありがとうございました。次回からは新たな連載を予定しています。お楽しみに。事務局)